第３節　騒音･振動･悪臭の防止

１　騒音・振動【環境政策課】

（１）騒音・振動の現状

①騒音に関する苦情

平成17年度は、67件の騒音に関する苦情があり、前年と比較すると5件（7%）減少しています。

苦情件数を発生源別にみると、その多くが工場・事業場や工事現場の作業音等に起因するものでした。

図3-3-56　騒音苦情の推移

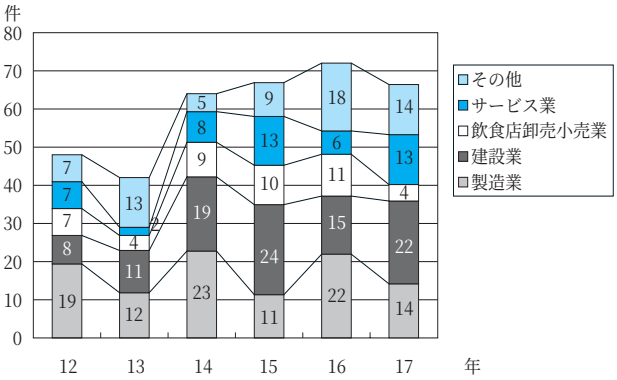

②自動車騒音

自動車騒音については、道路に面する地域の環境基準および要請限度*1が定められています。

平成17年度は、県および2市が21区間で自動車騒音の面的評価*2を実施しました。このうち、県が幹線交通を担う道路に面する住居等を対象に実施した面的評価の結果は、表3-3-57のとおりです。

表3-3-57　平成17年度自動車騒音常時監視結果

評価路線・区間数		６路線9区間 （一般国道2路線4区間、 県道4路線5区間）
評価区間距離		13.9km
評価区間住居等戸数		886戸
環境基準達成戸数（達成率）	昼間	886戸（97.7%）
	夜間	805戸（90.9%）
	昼夜間とも	805戸（90.9%）

（昼間は6～22時、夜間は22～翌日6時）

③振動に関する苦情

県内の振動に関する苦情は、例年数件程度で推移しています。

平成17年度の苦情は5件で、工場および工事現場の作業振動に起因するものでした。

（２）騒音・振動対策

①法律による規制

騒音については、環境基準および規制基準が、振動については、規制基準が定められており、知事が規制地域*3を指定することにより、当該地域内における工場・事業場および建設作業に規制基準が適用されます。

ア　規制地域の指定

本県では、昭和44年から順次、規制地域の指定を行っており、平成18年3月末現在、9市4町について規制地域を指定しています。

図3-3-58　騒音規制法および振動規制法に基づく規制地域

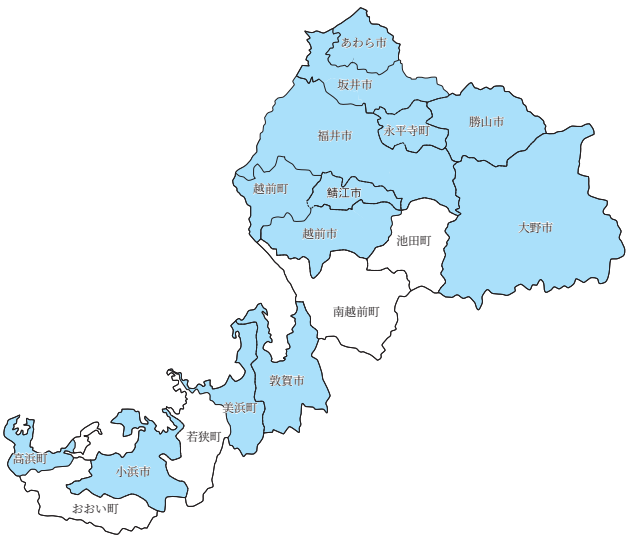

*1 **要請限度**：自動車騒音によって道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合であって、かつ、超えた場合には県公安委員会に対し、道路交通法による措置をとるよう要請することとなる基準です。道路交通振動についても定められています。

*2 **面的評価**：道路に面する地域における環境基準達成状況の評価方法で、基準値を超える騒音に曝露される住居等の戸数やその割合を把握することにより評価するものです。

*3 **規制地域**：住居が集合している地域、病院または学校の周辺の地域、その他の地域で住民の生活環境を保全する必要があるとして知事が指定する地域です。

イ　工場・事業場の騒音・振動対策

騒音規制法および振動規制法では、規制地域内において、工場・事業場に特定施設*1を設置しようとする者に対し、事前に当該市町村長に届け出ることと、敷地境界における規制基準を遵守することを義務付けています。

また、市町村長は、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、特定工場等の設置者に対して、騒音・振動の防止方法の改善等を勧告・命令することができるとされています。なお、平成17年度は、これらの措置に至った事例はありませんでした。

ウ　建設作業の騒音・振動対策

騒音規制法および振動規制法では、規制地域内において、特定建設作業*2を伴う建設工事を実施しようとする者に対し、事前に当該市町村長に届け出ることと、規制基準を遵守することを義務付けています。

また、市町村長は、特定建設作業で発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、工事の施工者に対して、騒音・振動の防止方法の改善等を勧告・命令することができるとされています。なお、平成17年度にこれらの措置に至った事例はありませんでした。

表3-3-59　特定工場数、特定施設数および特定建設作業届出件数

	特定工場数（H18.3末）	特定施設数（H18.3末）	特定建設作業届出件数（H17年度中）
騒音	2,048	35,815	84
振動	1,075	21,495	81

エ　自動車交通騒音対策

【環境政策課・道路建設課】

自動車本体からの騒音の大きさについては、騒音規制法において、自動車の車種ごとの許容限度が定められています。

また、「福井県道路環境対策連絡会議」を設置し、国や県等の機関が協力して総合的な道路環境対策を推進しています。

②条例による規制

県公害防止条例では、特定工場において発生する騒音（騒音規制法で規制されているものを除く。）、飲食店・喫茶店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）、カラオケボックス営業、ボーリング場営業および車両洗浄装置営業における深夜（午後11時から翌日の午前5時まで）の騒音を規制しています。

また、午後9時から翌朝8時までの屋外における拡声機放送についても、公共のためにする広報等の行為を除き禁止しています。

*1 **特定施設**：金属加工機械、織機等著しい騒音・振動を発生する施設をいいます。騒音については11種類の施設、振動については10種類の施設が定められています。

*2 **特定建設作業**：くい打ち機等を使用する作業等著しい騒音・振動を発生する作業をいいます。騒音については8種類の作業、振動については4種類の作業が定められています。

2　悪臭

（1）悪臭の現状【環境政策課】

平成17年度は、93件の悪臭に関する苦情があり、前年と比較すると15件（19%）増加しています。

苦情件数を発生源別にみると、製造業に起因するものが多く、全体の25%を占めています。

図3-3-60　悪臭苦情の推移

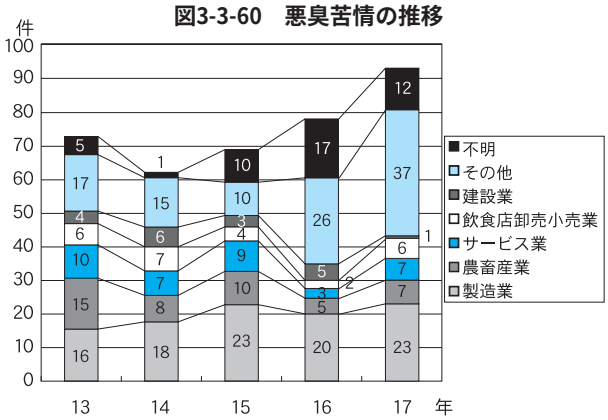

（2）悪臭対策

①法律による規制【環境政策課】

悪臭防止法では、知事が、住居の集合している地域など、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、当該地域内のすべての工場・事業場に規制基準が適用されます。

本県では、昭和49年から順次規制地域の指定を行っており、平成18年3月末現在、9市4町について規制地域を指定しています。

図3-3-61　悪臭防止法に基づく規制地域

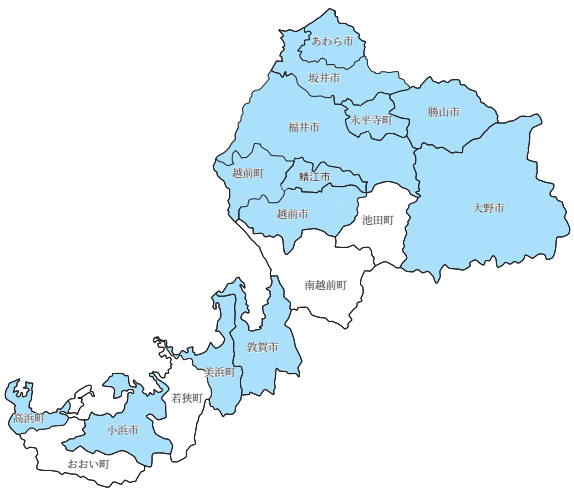

②条例による規制【環境政策課】

県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設を定め、当該特定施設の設置に際し、施設の構造や使用方法等を市町村長に届け出ることを義務付けています。また、悪臭防止法の規制地域以外の地域においては、当該特定施設を有する事業場の敷地境界線での規制基準を臭気指数*1 18と定めています。

表3-3-62　悪臭に係る特定施設届出状況
（平成18年3月末現在）

対象工場等		特定施設	
種　類	工場数	種　類	工場数
牛、豚または鶏の飼養場	149	飼養施設 飼料調理施設 ふん尿処理施設	426
けいふんの乾燥または焼却を行う工場	6	乾燥施設 焼却施設	8
死亡獣畜取扱場	0	解体室 汚物処理施設 焼却炉	0
化製場*2	1	原料処理施設 煮熟施設 圧搾施設 汚物処理施設 乾燥施設	1

③畜産業における指導【食の安全安心課】

畜産に起因する悪臭の防止対策として、市町と連携しながら、農林総合事務所や家畜保健衛生所等の関係機関が、家畜ふん尿処理を適正に処理することにより、悪臭の発生を抑制するよう畜産農家に対して指導しています。

また、畜産施設の臭気測定を適宜実施しており、その結果、すべての検査項目で基準値を超える施設はありませんでした。

図3-3-63　平成17年度臭気測定状況

種　類	施設数	地　域
鶏	1	南越

検査項目：アンモニア、臭気指数

*1 **臭気指数**：人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体を希釈した場合に次式で算定される値をいいます。
Y＝10 logX（Y：臭気指数、X：人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体を希釈したときの希釈倍数）
（例）臭いのする空気や水を、100倍に希釈したときに臭いが感じられなくなった場合、その臭気指数は20となります。
臭気指数＝10×log（100）＝10×2＝20

*2 **化製場**：獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設をいいます。